

「社会保障制度の低所得者対策の在り方に関する研究会」について

【設置趣旨】

少子高齢化の進展等に伴い税・社会保障の負担が増加する中で、低所得層の負担へのきめ細かな配慮が必要となる。社会保障・税の一体改革では、貧困・格差の対策の強化を主要課題の1つとして取り組んでいる。

その中で、新たな取組として、制度単位ではなく、家計全体をトータルに捉えて、医療、介護、保育などの自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度」を、番号制度による情報連携基盤の整備を前提に導入することとしている。

総合合算制度については、平成24年3月30日に閣議決定された対応の方向性で、平成27年度以降の番号制度の本格稼働・定着後速やかに実施できるよう、今後具体的に検討を進める、とされている。

また、社会保障制度での低所得者対策として、生活保護制度や年金制度との関係についての指摘をはじめ、様々な問題提起もなされているため、議論を深めていくことが必要である。

これらの議論の必要性にかんがみ、社会保障制度の低所得者対策のあり方について学術的な見地から総合的に議論する場として、「社会保障制度の低所得者対策の在り方に関する研究会」を設置する。

【主な課題】

- (1) 社会保障制度での低所得者対策全般の位置づけの整理
- (2) 総合合算制度導入に当たっての論点整理
- (3) 高齢期の所得保障施策のあり方の整理

【主なスケジュール】

5月28日 第1回研究会開催

6月以降 (2ヶ月に1回程度研究会を適宜開催し、議論。)

【事務局】

大臣官房総務課、社会・援護局、年金局等関係部局の協力を得ながら政策統括官付社会保障担当参事官室で行う。

委員名簿

(座長)

駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授 (座長)

(委員)

岩田 正美 日本女子大学人間社会学部教授

岩村 正彦 東京大学法学部・大学院法学政治学研究科

白波瀬佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授

土居 丈朗 慶應義塾大学経済学部教授

山田 篤裕 慶應義塾大学経済学部教授

社会保障・税一体改革大綱について（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）（抜粋）

第 1 部 社会保障改革

第 3 章 具体的改革内容（改革項目と工程）

3. 医療・介護等②

(11) 総合合算制度

○ 税・社会保障の負担が増加する中で、低所得者の負担軽減により所得再分配機能を強化する。そのため、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて、医療・介護・保育等に関する自己負担の合計額に上限を設定する「総合合算制度」を創設する。

☆ 制度実現には、番号制度等の情報連携基盤の導入が前提であるため、平成 27 年度以降の導入に向け、引き続き検討する。

6. 貧困・格差対策の強化（重層的セーフティネットの構築）（一部再掲）

○ すべての人の自立した生活の実現に向け、就労や生活の支援を行うとともに、消費税引上げによる低所得者への負担に配慮し、低所得者へきめ細やかに配慮する。

(1) 社会保障制度における低所得者対策の強化（一部再掲）

○ 消費税収は全て国民に還元するという観点に立ち、消費税引上げに伴う低所得者への影響に対する措置として、以下の措置を（2）、（3）の措置と併せて講じ、社会保障における給付等を通じたきめ細やかな対策を実施する。

v 社会保障の制度横断的な低所得者の負担軽減策として、総合合算制度創設を検討する。（3.（11））

第 2 部 税制抜本改革

第 3 章 各分野の基本的な方向性

1. 消費課税

(1) 消費税

所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いため、消費税負担率も高くなるという、いわゆる逆進性の問題も踏まえ、2015 年度以降の番号制度の本格稼働・定着後の実施を念頭に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理とあわせ、総合合算制度や給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策を導入する。

上記の再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定）

（抜粋）

別紙の各事項については、与党と連携しつつ速やかに検討し、別紙の方向により対応していく。

（別紙）

検討課題に対する法案提出後の対応の方向性（抜粋）

以下の各事項については、法案提出後、与党と連携しつつ速やかに検討し、以下の方向により対応していく。

事項	今後の対応の方向
総合合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策	○ 所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いため、消費税負担率も高くなるという、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の所得に対する逆進性も踏まえ、総合合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策について、平成27年度以降の番号制度の本格稼働・定着後速やかに実施できるよう、関係5大臣において、簡素な給付措置との関係も念頭に置きつつ、今後具体的に検討を進める。
上記施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置として行う簡素な給付措置	○ 消費税の所得に対する逆進性も踏まえ、低所得者対策のための暫定的、臨時的な措置として行う「簡素な給付措置」については、法案の審議入り前に、関係5大臣において具体化にあたっての基本的な考え方を示す。その上で、与野党の協議も踏まえて具体案を決定し、消費税率（国・地方）の8%への引上げ時から給付付き税額控除等の導入までの間、毎年実施する。

「簡素な給付措置」及び「給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策」の検討体制について

